

厚生労働省発基労0628第1号

労働政策審議会

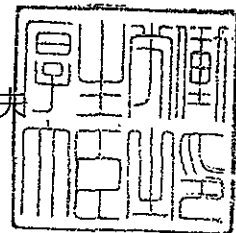
会長 諏訪 康雄 殿

別紙1「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び別紙2「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則第 条の厚生労働大臣が定める率を定める告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成23年6月28日

厚生労働大臣

細川 律夫



労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 東北地方太平洋沖地震に伴うメリット収支率の算定に当たり算入すべき保険給付の額及び労働者災害

補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金の範囲に関する特例

一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第三項及び第二十条第一項の業務災害に関する保険給付等の額と保険料の額との割合（以下「メリット収支率」という。

）の算定に当たり、東北地方太平洋沖地震に伴う業務災害について支給された保険給付については、その額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を算入するものとする。

二 メリット収支率の算定に当たり、東北地方太平洋沖地震に伴う業務災害について支給された労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の規定による特別支給金の額は算入しないものとする。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則第 条の厚生労働大臣が定める率を定める告示案要綱

第一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則第 条の厚生労働大臣が定める率

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）附則第 条の厚生労働大臣が定める率は、零とすること。

第二 施行期日

この告示は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第 号）の施行の日から適用すること。